

## 寒河江市休日保育事業実施要綱

### (目的)

第1条 この要綱は、保護者の就労等の諸事情により、休日において保育に欠ける子どもの保育（以下「休日保育」という。）を実施し、子どもの福祉の向上を図るための必要な事項を定めることを目的とする。

### (定義)

第2条 この要綱において「休日」とは、次に掲げる日とする。ただし、12月29日から翌年1月3日までの日を除く。

- (1) 日曜日
- (2) 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日

### (対象子ども)

第3条 事業の対象となる子ども（以下「対象子ども」という。）は、市内に住所を有する0歳児（生後2か月以上）から小学校就学前までの子どもであって、次の各号のいずれかに該当するものとする。

- (1) 現に保育所、認定こども園又は地域型保育事業（以下「保育所等」という。）を利用している子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第20条第4項に規定する支給認定子ども（同法第19条第1項第2号及び第3号に掲げる小学校就学前子どもに該当する支給認定子どもに限る。）であって、当該認定を受けた事由と同一の事由で休日に保育を必要とするもの
- (2) その他保護者の就労、疾病又は負傷、介護等で市長が前号に類すると認めるもの

### (実施)

第4条 市長は、休日保育を円滑に、かつ、継続して実施できる事業者（以下「事業者」という。）に委託して実施するものとする。

2 事業者は、休日保育を実施するに当たり児童福祉施設の設備及び運営に関する基準（昭和23年厚生省令第63号）第33条に規定する児童の年齢に応じて定める児童1人当たりの保育士数の配置基準を満たすものとする。ただし、保育士数は2人を下回ることはできないものとする。

（保育時間）

第5条 保育時間は、午前8時00分から午後6時までの時間帯とする。

（登録）

第6条 休日保育を希望する子どもの保護者（以下「申請者」という。）は、寒河江市休日保育事業登録申請書（様式第1号）を市長に提出しなければならない。

（利用申込）

第7条 申請者は、利用希望日の6日前（土曜日及び休日を除く。）までに寒河江市休日保育事業利用申請書（様式第2号）を市長に提出しなければならない。

（利用承認等）

第8条 市長は、前条の申込みがあった場合は、速やかにその内容を審査し、寒河江市休日保育事業利用（承認・却下）通知書（様式第3号）により申請者に通知するものとする。

2 市長は、前項に規定する利用承認通知を行ったときは、速やかに事業者に通知するものとする。

（利用承認の取消し）

第9条 市長は、次の各号のいずれかに該当する場合は、利用承認を取り消すことができる。

- (1) 第3条に規定する対象子どもとしての要件を満たさなくなったとき。
- (2) 虚偽の申請又は不正な手続きにより、利用の承認を受けたとき。
- (3) その他やむを得ない理由により、休日保育を実施することが困難と認めら

れたとき。

(利用者負担)

第10条 休日保育を利用した子どもの保護者は、利用料として別表に掲げる金額に利用回数に乗じて得た金額を、市長が定める日までに納入するものとする。

2 前項の規定に関わらず、第3条第1号に規定する対象子どもが休日保育を利用する場合には、利用料を徴収しない。

(保護者の責務)

第11条 保護者は、子どもの休息の確保のため、可能な限り、家庭で子どもを保育する日を設けるよう努めるものとする。

(委任)

第12条 この要綱に定めるもののほか、休日保育の実施に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

(寒河江市休日保育事業実施要綱の廃止)

2 寒河江市休日保育事業実施要綱（平成26年5月1日施行）は、廃止する。

別表

年齢	3歳未満	3歳以上
利用料	1日当たり2,500円	1日当たり1,500円

(注) 年齢は、休日保育を利用した年度の4月1日現在の年齢とする。